

固定資産税の縦覧制度の改正

Q : 固定資産税の縦覧制度が改正されたようですが、どのように変わったのですか。

A : 自分の土地や家屋の価格を、周辺の他の土地や家屋の価格と比較できるようになるなど、一層の情報公開がはかられました。

【解説】

固定資産税の縦覧制度が、平成15年4月1日から次のように改められました。

(1) 「縦覧帳簿」の新設

新たに設けられた縦覧帳簿とは、同じ市区町村のすべての土地や家屋の評価額などが記載されており、自分の土地や家屋の評価額を他の土地や家屋の評価額と比較できるというものです。縦覧期間は市区町村によって異なりますが、東京都区内では4月1日から6月30日までとなっています。

(2) 課税台帳の閲覧制度の拡充

課税台帳のうち自分の資産の評価額などが記載された部分については、今まで3月に閲覧できることとされていましたが、年間を通じて閲覧できるようになりました。

また、納税者本人だけでなく、その人から土地や家屋を借りている借地人や借家人も、課税台帳を閲覧できるようになりました。

(3) 審査申出期間の延長

縦覧制度によって評価額を調べてみて、不服があるという場合には、市町村の固定資産税評価審査委員会などに審査の申し出ができますが、この申し出期間が、納税通知書が届いてから60日(従来は30日)に延長されました。

